

平成29年度諮問（情）第2号
答申（情）第74号

「特定事件のポスター・チラシ等の公文書非開示決定（文書
不存在）に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（文書不存在）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、平成29年1月5日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 本件開示請求の内容

特定事件について、実施機関等が事件発生日から被疑者検挙するまでの間に、事件に関する情報提供を求めるために栃木県内の各所に張り出していたポスターや同県内各所で配付していたチラシ。また、これに関連するすべての文書。（以下「本件対象公文書」という。）

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件対象公文書を廃棄済みのため、保有していないことから、平成29年1月24日付けで、条例第11条第2項の規定に基づく公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年4月21日付けで栃木県公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

栃木県公安委員会は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件対象公文書をすべて開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書は、特定裁判において、被告人の無罪を裏づける証拠にもなりうるものであり、このような重要な証拠となりうる文書について、実施機関がすでに廃棄しているなどということは、常識的に

ありえない。

- (2) 実施機関の職員が、通常払うべき注意を払わずに、本件対象公文書を誤って遺棄している可能性もあるが、その場合は重要な過失である。
- (3) 栃木県公安委員会は、実施機関に対し、本件対象公文書を遺棄したのか否かを改めて入念に探させること。また、本件対象公文書が出てくれば開示するよう実施機関に促すこと。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の特定について

本件対象公文書として、特定事件に関するポスター及びチラシの現物（以下「本件ポスター等」という。）とし、また、これに関連するすべての文書については、本件ポスター等の作成や配布に関する起案文書、本件ポスター等の廃棄を指示する文書（起案文書を含む。）、本件ポスター等に係る広報メモであると特定した。

捜査の初期段階で、早期解決を目的に捜査員が自ら作成するポスター等については、作成に当たって起案文書を作成することはないが、外部発注するものについては、その作成に伴い起案文書を作成したことから、これらについても、関連するすべての文書として特定した。

2 本件対象公文書廃棄の経過について

(1) 本件ポスター等の廃棄について

本件ポスター等については、特定事件に関する情報提供を求めため、被疑者の検挙に至るまでの間に何度か作成し、駅等への掲示や県民等へ配付してきたものであり、新しいものを作成する都度、古いものを廃棄してきた。

特定年月日に被疑者を検挙したことから、管下各警察署に対して、配付し掲示されていた本件ポスター等について廃棄を指示するとともに、警察施設に残存していた本件ポスター等についても、すべて廃棄した。

(2) 本件ポスター等の作成や配布に関する起案文書の廃棄について

本件ポスター等の作成を周知するとともに、その効果的な活用を周知徹底をさせるため、実施機関内部に宛てた事務連絡を主とする目的で作成された軽微な送付文であり、長期間保存する必要のない性質の文書であるため、栃木県警察文書取扱規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲23号。以下「文書取扱規程」という。）第38条第1項に規定する別表4「文書保存期間基準表」（以下「基準表」という。）において、1年以上の保

存を要しない文書として取り扱ったことから、本件開示請求時には、すべて廃棄済みとなっている。

(3) 本件ポスター等の廃棄を指示する文書について（起案文書を含む。）

更新前の本件ポスター等の誤運用を防止するため、速やかに廃棄するよう指示する内容の文書及び、被疑者検挙後においては、掲示及び配付が不要となることから、速やかに回収の上、廃棄するよう指示する内容の文書を作成している。

これらの文書は、被害者感情を考慮し、また、無用な誤解や混乱を避けるために各所に掲示されているポスター等を速やかに回収するために作成されたものであり、(2)の文書と同様に、実施機関内部に宛てた事務連絡を主とする目的で作成された軽微な送付文に位置付けられ、発出後長期間保存する必要のない性質のものであるため、基準表において、1年以上の保存を要しない文書として取り扱ったことから、本件開示請求時には、すべて廃棄済みとなっている。

(4) 本件ポスター等に係る広報メモについて

マスコミ等への広報に際して広報内容をまとめた文書であり、広報の後には、特段保存の必要性は求められないが、慣例で、基準表における、「その他1年保存を要する文書」として取り扱ったことから、完結から1年間保存した後に廃棄している。

3 本件対象公文書の位置づけ

本件対象公文書は、被疑者その他事件に関する情報収集という目的で作成されたものであり、実施機関としては、刑事訴訟上の証拠となりうる性質のものであるとは認識していない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようになるとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

本件開示請求は、本件対象公文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書をすべて廃棄して保有していないことから、本件対象公文書不存在による本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求め、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書が存在しないことの妥当性について検討する。

3 本件対象公文書の不存在について

(1) 本件対象公文書の特定について

実施機関は、特定事件に関する本件ポスター等、本件ポスター等の作成や配布に関する起案文書、本件ポスター等の廃棄を指示する文書（起案文書を含む。）、本件ポスター等に係る広報メモの4種類を対象公文書として特定した。

これらは、特定事件に関するポスター等の現物に加え、本件ポスター等の作成、配付、マスコミへの広報、廃棄まで一連の業務の中で作成された関連する文書をすべて抽出しており、上記4種類を対象公文書として特定したことは妥当であると考えられる。

(2) 本件対象公文書の廃棄手続について

以下、(1)で特定された4種類の対象公文書に係る廃棄処分の妥当性について検討する。

ア 本件ポスター等

実施機関によれば、本件ポスター等は、特定事件に関する情報収集を目的に作成、配付された文書であり、特定事件発生から被疑者検挙に至るまでの間に、数種類が作成されており、捜査の過程で新たな情報が得られれば、新しいものに更新する都度、古いものを廃棄してきた。

また、特定年月日の被疑者検挙後においては、被害者等の感情への配慮、誤運用による捜査への悪影響などを考慮し、県内各所に配付し、掲示されていた本件ポスター等をすべて回収し廃棄するとともに、今後、掲示等も不要となることから、警察施設に残存していた本件ポスター等についても廃棄した。

本件ポスター等については、特定事件に関する情報収集を目的に作成、配付された文書であり、特定事件の被疑者検挙という配付の目的が達成されれば直ちに廃棄すべき性質のものであることから、

被疑者検挙後、直ちに本件ポスター等を廃棄したとの実施機関の主張には合理性があり、十分な理由も示している。

イ 本件ポスター等の作成や配布に関する起案文書

実施機関によれば、当該起案文書は、本件ポスター等の作成を周知するとともに、その効果的な活用を促す目的で作成された各警察署等実施機関内部に宛てた事務連絡を主とする軽微な連絡文であり、長期間保存する必要のない性質の文書であるとしている。

従って、基準表において、保存期間1年の文書として管理すると規定されている「通知等で簡易なもの」には該当せず、さらに重要度が低い軽微な文書に位置付けられることから、保存期間が1年未満の文書として取り扱い、本件開示請求時には、すべて廃棄済みになっているとの実施機関の説明に不合理な点はない。

ウ 本件ポスター等の廃棄を指示する文書（起案文書を含む。）

実施機関によれば、当該文書は、本件ポスター等の更新時における無用な誤解や混乱を避けるため及び被疑者検挙後において被害者感情を考慮するため、各所に掲示されているポスター等を速やかに回収する目的で作成され、上記イの文書と同様に、実施機関内部に宛てた事務連絡を主とする軽微な連絡文に位置付けられるとしている。

従って、上記イと同様に、基準表に規定する「通知等で簡易なもの」には該当しないことから、保存期間が1年未満の文書として取り扱い、本件開示請求時には、すべて廃棄済みになっているとの実施機関の説明に不合理な点はない。

エ 本件ポスター等に係る広報メモ

実施機関がマスコミ等への広報に際して、その内容をまとめた文書として作成され、基準表において、1年保存の文書として取り扱ったことから、文書完結後1年間保存した後に廃棄している。従って、実施機関は、本件開示請求時には、すでに廃棄済みであると主張している。

当該メモは、上記イ及びウの文書と同様に、作成目的が完了すれば直ちに不要となるべき性質のものであり、特段保存の必要は認められないが、実施機関で作成する広報メモは、慣例で1年保存としている。

なお、文書取扱規程によれば、保存期間が1年未満の完結文書を除き、処理が完結した文書の保存期間は、完結した翌年の1月1日から起算するとしていることから、当審査会において、実施機関が作成した特定年の廃棄簿冊目録（文書取扱規程に基づき、廃棄処理に際して

作成する文書目録)を確認したところ、当該メモが綴られていたと推測される特定年の「広報メモ綴」が、特定年月に廃棄された旨の記載を確認した。

以上のことから、広報の実施後、特段保存の必要は認められないが、完結から1年間保存した後に廃棄しているとの実施機関の主張に不自然な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件対象公文書は、特定裁判において、被告人の無罪を裏づける重要な証拠となりうる文書であり、実施機関が廃棄することはありえないと主張しているが、一方、実施機関としては、刑事訴訟上の証拠となりうる性質のものであるとは認識していないとしている。

基準表では、「事件、事故関係文書で特に重要なもの」について、その保存期間を30年以上(長期)としているが、本件対象公文書は、3(2)で述べたとおり、特定事件に関する情報収集を目的に作成、配付された文書及びその関連文書に過ぎないことから、実施機関が定めた本件対象公文書の保存期間の設定及び保存期間経過後の廃棄処分について、不合理な点はない。

また、仮に、本件対象公文書が、刑事訴訟上の証拠(刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物)であった場合、条例第34条の2の規定により、条例の適用除外となり、公文書開示請求の対象とならないことになる。

しかしながら、実施機関は、本件対象公文書を特定し、条例に基づき本件処分を行っていることを踏まえると、実施機関の主張のとおり、刑事訴訟上の証拠となりうる性質の文書でないと判断される。

従って、審査請求人の主張は失当である。

上記のとおり、本件対象公文書を廃棄済みのため、保有していないという実施機関の主張には合理性があり、本件対象公文書の存在を認める具体的な事情も存在しないことから、本件処分は妥当である。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8 月23日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成29年10月 2 日 同 年10月 4 日	・ 審査請求人から意見書を受理 ・ 受理した意見書の写しを諮問庁に送付
平成29年10月23日 (第 8 回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
平成29年11月17日 (第 9 回審査会第 1 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
平成30年 1 月19日 (第10回審査会第 1 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 学部長	部会長

(五十音順)